

那覇市地域ふれあいデイサービス事業 健康づくりサポーター活動要領

(趣 旨)

この要領は、那覇市地域ふれあいデイサービス事業実施要領に基づき、地域の活動に参加する健康づくりサポーター（以下：サポーターとする）の活動条件、活動内容等について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第1条 サポーターは、那覇市社会福祉協議会の一員として、下記の活動に従事する。

- (1) 血圧測定等の健康チェック及び健康相談（健康相談員）
- (2) レクリエーション・趣味活動などの実施（健康づくり支援員）
- (3) 保健福祉の啓発啓蒙に関すること
- (4) その他事業の目的達成のため社協会長が必要と認める活動

(活動日)

第2条 サポーターの支援日は原則として、次に定める日以外の日とする。

- (1) 土曜日・日曜日・年末年始及び祝祭日

(活動時間)

第3条 サポーターの活動時間は原則として、次の通りとする。

- (1) 午前10時から正午
- (2) 午後2時から午後4時
- (3) 地域の実情によって、上記(1)(2)のおよそ前後30分を移動時間・準備・かたづけ・申し送り及び日誌の記帳にあてる。
- (4) 毎月1回の全体会議への参加

(活動謝礼金)

第5条 サポーターの謝礼金については、第3条の(1)及び(2)について、謝礼金を次の通り支払うものとする。

- (1) 1回2時間 3,000円
- (2) 全体会議参加費 1,000円

(募集及び任用登録)

第6条 サポーターの活動期限は原則1会計年度ごととする。但し、継続任用が必要な場合には、更新の確認をとり継続任用できるものとする。

また、欠員が生じた場合及び事業拡充などにより増員が必要な場合は募集をするものとする。

(保 険)

第7条 サポーターが安心して活動ができるよう適切な保険（サロン・社協行事障害補償）をかけるものとする。

(委 任)

第8条 この要領に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は、社協会長が別に定める。

付則

1. この要領は、平成17年4月1日から定める。
2. この要領は、平成24年4月1日から施行する。